

化学物質を用いた実験を行う皆様へ

### 化学物質のリスクアセスメントの実施方法

化学物質のリスクアセスメント（以下、「化学物質 RA」と言う。）の実施については既に通知のとおり依頼しているところですが、皆様の身の回りの安全を守る意味でも、以下を参考として適切に化学物質 RA を実施くださいますようお願いいたします。

#### 1. 取り扱う化学物質が化学物質 RA の対象物質か確認する

新規の実験（研究室で使用したことがない薬品を使用する、又は新規の手順である等）で用いる化学物質が化学物質 RA 対象 640 項目に該当するか確認する。

なお、実験手順の新規性の判断（化学物質の量の変化を新規とするか等）については研究室の判断とする。また、対象物質については以下リンク先等を参照。

- ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト 表示・通知対象物質の一覧・検索  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

#### 2. 化学物質 RA を実施する

該当物質であった場合、以下を参考に化学物質 RA を実施する。

##### (1) ステップⅠ 薬品ラベルや SDS（安全データシート）の確認

- ・ GHS による危険有害性（可燃性、引火性、急性毒性など）のおおまかな把握
- ・ 物理的性質、化学的性質（引火点や蒸気密度など）の把握
- ・ 適用法令（消防法該当、労働安全衛生法有機則・特化則の該当など）の確認

##### (2) ステップⅡ（いずれかを選択）

###### ①コントロール・バンディングを用いる方法

- ・ 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）のリスクアセスメント実施支援システム  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/Default.aspx>

###### ②リスクアセスメント実施に関するパンフレットに紹介されている方法

掲載アドレス（厚生労働省内）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000099625.pdf>

###### ③その他

##### (3) ステップⅢ 当該化学物質のリスクについて、実験グループ内や、指導教員とのディスカッションを行う。

#### 3. 実施した化学物質 RA の詳細等を記録する

化学物質 RA の実施記録については、いつ、どこの研究室の誰が、どのような実験に対して化学物質 RA を実施し、どのようにリスク軽減対応を行ったか、もしくはどのような理由から軽減対応不要と判断したか等を部局が定める化学物質 RA 記録シートに記載する。

#### 4. 化学物質 RA の記録を保管する

化学物質 RA 記録（報告）シートは研究室で事例として共有するとともに、監督官庁より化学物質 RA の実施状況の提出を求められた際などに対応できるよう保管し、その写しを部局環境安全管理室へ提出する。